

# 事案調書(戦略会議)

審議日 令和3年2月3日

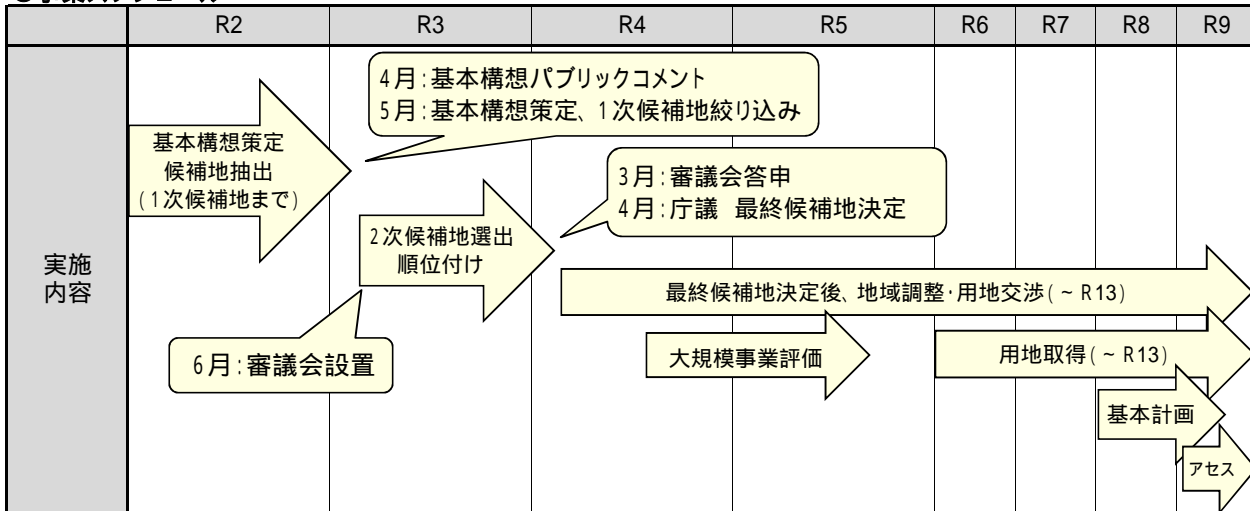
案件名	次期一般廃棄物最終処分場整備事業にかかる基本構想の策定及び候補地選定の進め方について						
所管	環境経済	局 区	資源循環	部	清掃施設	課 担当者	内線
審議事項 <b>(庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)</b>	○基本構想の策定について 構想には、施設整備方針、施設規模(計画埋立容量、埋立面積、敷地面積)、整備スケジュール、概算工事費(参考数値)を盛り込む ○候補地選定の進め方について(審議会の設置)						
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり、承認する。						

## 事案概要 / 事業の実施期間

現在供用中の一般廃棄物最終処分場第2期整備地が令和19年度途中で埋立終了となる見込みであるため、埋立が終了する前に次期一般廃棄物最終処分場を整備する必要がある。  
 整備に当たっては、候補地選定及び用地取得・基本計画・環境影響評価・都市計画決定等が必要のため、施設規模や整備スケジュールをまとめた基本構想を策定した上で、特に用地取得にかかる費用や必要な期間は最終候補地の場所によって左右されることから、候補地選定を速やかに実施していくもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール



### ○事業経費・財源 (R6以降は、概算の事業費(主に用地取得費)を参考として掲載)

(千円)

項目	補助率/充当率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
事業費(衛生費)		12,748		10,000	432,400	432,400	450,924	446,876
うち任意分		12,748		10,000	432,400	432,400	432,400	432,400
特財								
国、県支出金	1/3	0		0	0	0	6,174	4,825
地方債	用地費100%	0		0	432,400	432,400	432,400	432,400
その他		0		0	0	0	0	0
一般財源		12,748		10,000	0	0	12,350	9,651
うち任意分		12,748		10,000	0	0	0	0
捻出する財源		0		0	0	0	0	0
一般財源拠出見込額		12,748		10,000	0	0	12,350	9,651

捻出する財源概要...

### ○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施に係る人工	A	0	1	1	7	7	7	7
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	1	1	7	7	7	7

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	規則	制定あり	議会提案時期	なし	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり		時期	令和3年4月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事業及び庁議資料の内容について 調整済
財政課	事業経費について 説明済
職員課	審議委員報酬について 調整済
総務法制課	審議会規則の制定について 調整済
区政推進課	候補地選定の進め方について 説明済
市民協働推進課	審議委員候補について 説明済
情報公開課	審議会設置について 事前協議済
人権・男女共同参画課	審議委員の女性登用割合について 事前協議済
廃棄物政策課	事業内容について 調整済

備考	
調整会議 結果	<p>・主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物の仮置場が通常のごみ処理に影響を与えるものではないとの理解でよいか。そのとおりである。通常のごみ処理と災害廃棄物仮置場は別のものと考えている。</li> <li>○ 埋立期間の15年間は何によって定められたのか。環境省指針で新たに設置する最終処分場の埋立期間は15年間を目安とすることが示されており、国庫補助の対象と出来る埋立期間が15年と考えている。</li> <li>○ オープン型とクローズド型の特徴とそれぞれの優位性は何か。クローズド型はインシヤルコストが高いが、埋立地に雨水が浸透することなく処理可能であることや近隣への景観等に優位性がある。オープン型はコストを抑えることが最大のメリットである。</li> <li>○ クローズド型を採用した場合、埋立期間を延長することは可能か。建屋があることから難しいと考える。</li> <li>○ 必要職員は7名で対応できるのか。今の段階では詳細な数値の想定は出来ていない。尚、7名の内、化学職が1名必要との想定をしているが、事業を進める中で必要人員を精査していきたい。</li> <li>○ 北清掃工場と南清掃工場を採用している焼却方式が違うのはなぜか。南清掃工場の建て替え当時、国の施策より環境基準が厳しく、環境性能の高い流動床式ガス化溶融炉方式の採用が国の補助基準であった。現在は両方式ともに環境性能が向上し、北清掃工場採用している全連続燃焼式ストーカ炉方式でも国の補助基準は満たしている。今後の南清掃工場建て替え時のストーカ炉採用も想定し、ごみの最大排出量を計算の上で埋立容量を計算している。</li> <li>○ 行財政構造改革プランとの整合性をとる必要性がある。令和9年度以降の費用概算も含めて財政課とよく調整してほしい。</li> </ul> <p>・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原案のとおり、上部会議に付議する。</li> </ul>

決定会議  
結果

・主な意見等

- 環境省指針で、期間の目安を15年とした理由はあるのか。  
理由について明確に示されていないが、ごみ削減意識低下への懸念、施設整備規模を定め交付金抛出に限度を講じている等の理由があると思われる。
- 用地取得は国庫補助対象となるのか。  
施設整備に係る補助であり、対象にはならない。
- 埋め立て面積の算定に当たり、掘削の深さに基準はあるのか。深く掘削することで埋め立て容量を増やすことが可能ではないのか。  
深さの基準はないが、容量を増やすため垂直に掘ると、土圧に耐えうる構造物の整備が必要になり経済的でない。すり鉢状に掘削することが多くの最終処分場で採用されている。すり鉢状とする性質上、掘削の深さは処分場の面積にもよるが、平均すると10m程度となる。
- 選定委員会に市民意見を取り入れるのであれば、委員公募を検討することが良いのではないか。  
どのように市民意見を取り入れるかについて再考する。
- 施設整備に当たり、地域への説明は丁寧に実施いただきたい。

・結果

- 原案のとおり、上部会議に付議する。

# 1 次期一般廃棄物最終処分場基本構想

## 背景及び目的

現在供用中の最終処分場が令和19年度途中で埋立終了となる見込み

⇒ 埋立が終了する前に次期一般廃棄物最終処分場を整備する必要がある。

現在の処分場は昭和50年代に用地取得した場所に整備し、平成20年から供用開始。

⇒ 今回は整備する候補地の選定を行い、用地取得を行う必要がある。

次期一般廃棄物最終処分場の整備に当たっては、候補地選定、用地取得、環境影響評価、都市計画決定など様々な手続きが必要なため、施設規模や整備スケジュール等を整理し、施設整備に向けた取組を進める。 ⇒ **基本構想の策定**

## 位置付け

一般廃棄物処理基本計画

「相模原市一般廃棄物処理基本計画」を上位計画とし、その他、関連する廃棄物処理に係る計画と整合を図る。

一般廃棄物処理実施計画

分別収集計画

循環型社会形成推進地域計画

**次期一般廃棄物最終処分場基本構想**

1

## 施設整備方針

【埋立期間】 **令和19年度から令和33年度までの15年間**

「廃棄物最終処分場の性能に関する指針(平成14年11月改訂/環境省)」に基づき、15年間の埋立期間とする。

【埋立対象物】 **将来の清掃工場の処理方式を想定して設定**

埋立期間における想定 of 処理方式から排出される廃棄物とする。

【埋立容量】 **埋立対象物の推計に災害廃棄物量・覆土量を加えた埋立容量**

人口、ごみ排出量、中間処理量及び最終処分量を予測し、災害廃棄物量と覆土量を見込んだ埋立容量とする。

## 施設規模の決定フロー

### 1 埋立廃棄物量

- (1) 清掃工場の処理方式の想定
- (2) 将来推計

### 2 埋立容量・埋立面積

- (1) 埋立廃棄物量
- (2) 災害廃棄物量・覆土量
- (3) 埋立面積

### 3 敷地面積

- (1) 関連施設
- (2) 災害廃棄物仮置場

2

## 施設規模

### 1 埋立廃棄物量

#### (1) 清掃工場の処理方式の想定

次期最終処分場の埋立期間 **令和19年度 ~ 令和33年度**

北清掃工場の稼働 令和18年度まで ⇒ **令和19年度から次期北清掃工場の稼働を想定**

南清掃工場の稼働 令和26年度まで ⇒ **令和27年度から次期南清掃工場の稼働を想定**

パターン	清掃工場（焼却処理方式）	埋立対象物
①	現状のごみ処理システムを継続 北清掃工場：全連続燃焼式ストーカ炉 南清掃工場：流動床式ガス化溶融炉	北清掃工場：焼却灰、ばいじん 南清掃工場：溶融飛灰、溶融スラグ等
②	南清掃工場を溶融 ⇒ 焼却 北清掃工場：全連続燃焼式ストーカ炉 南清掃工場：全連続燃焼式ストーカ炉 (※建設費が低コストで導入実績が多い)	北清掃工場：焼却灰、ばいじん 南清掃工場 R19～R26：溶融飛灰、溶融スラグ等 R27～R33：焼却灰、ばいじん

#### (2) 将来推計

「一般廃棄物処理基本計画」でR9までの将来推計を実施した手法を踏襲

人口やごみ排出量の予測から中間処理量及び最終処分量を算出し、埋立期間における埋立廃棄物量を推計する。

**パターン①：282,571t パターン②：308,414t と推計**

3

### 2 埋立容量・埋立面積

(1) 埋立廃棄物量 ⇒ 1 埋立廃棄物量推計で算出

(2) 災害廃棄物量・覆土量 ⇒ 災害廃棄物量：埋立廃棄物量の10%(重量比)とする。

覆土量：埋立処分量の1/3(重量比)とする。

パターン① 埋立対象物	埋立量		パターン② 埋立対象物	埋立量	
	(t)	(m <sup>3</sup> )		(t)	(m <sup>3</sup> )
廃棄物量	282,571	229,549	廃棄物量	308,414	229,812
焼却灰	30,949	18,205	焼却灰	125,877	74,045
飛灰	39,383	35,163	飛灰	67,451	60,224
溶融飛灰	67,558	60,320	溶融飛灰	36,646	32,720
溶融スラグ	76,854	48,034	溶融スラグ	41,646	26,029
不適物	67,827	67,827	不適物	36,794	36,794
災害廃棄物量	28,257	28,195	災害廃棄物量	30,841	30,774
覆土量	103,609	74,006	覆土量	113,085	80,775
合計	414,437	331,750	合計	452,340	341,361

**推計量が大きいパターン②を計画埋立容量に採用 341,400m<sup>3</sup>とする。**

(3) 埋立面積 ⇒ 計画埋立容量が同程度の事例を参照、平均埋立高10mで算出

	A	B	C	D	E	F	平均	
埋立容量	m <sup>3</sup>	340,000	340,350	341,850	343,000	345,150	345,900	—
埋立面積	m <sup>2</sup>	45,000	49,000	29,600	30,000	32,840	29,000	—
平均埋立高	M	7.56	6.95	11.55	11.43	10.51	11.93	9.99

**計画埋立容量341,400m<sup>3</sup> ÷ 平均埋立高10m ≒ 埋立面積34,200m<sup>2</sup> とする。**

4

### 3 敷地面積

#### (1) 関連施設 ⇒ 必要面積の積上げ

最終処分場に必要の浸出水処理施設や防災調整池、場内の管理道路と開発行為における緑地の面積を踏まえて、敷地面積を算出する。

項目	必要面積	算定方法等
浸出水処理施設	3,700㎡	近傍地である横浜市雨量や日照時間を参照
防災調整池	6,000㎡	集水面積、放流水路形状を想定して算出
場内管理道路	4,000㎡	埋立地外周800m × 道路幅員の想定5.0m
緑地	20,600㎡	開発事業基準条例の面積割合の上限 30%
合計	<b>34,300㎡</b>	

#### (2) 災害廃棄物仮置場 ⇒ 市災害廃棄物処理基本計画の災害廃棄物発生量から算出

近年の激甚災害への対応策として、災害廃棄物用の仮置场面積を含める。

災害廃棄物発生量から要埋立処分量を算出し、積上高5mで算出

種別	全量	半量	焼失(木造)	焼失(非木造)	合計(L)	合計(m)
可燃物	2,082	1,283	25	6	3,366	3,366
不燃物	71,812	44,891	15,997	1,166	133,866	121,696
柱角材	769	481	0	0	1,250	1,250
計	74,633	46,655	16,022	1,172	138,482	<b>126,312</b>

要埋立処分量126,312m<sup>3</sup> ÷ 積上高5m = **25,300m<sup>2</sup>**とする。

$$\begin{array}{rclcl} \text{埋立面積} & + & \text{関連施設} & + & \text{仮置場} & = & \text{敷地面積} \\ 34,200\text{m}^2 & + & 34,300\text{m}^2 & + & 25,300\text{m}^2 & = & \mathbf{93,800\text{m}^2} \text{とする。} \end{array}$$

### 概算工事費

単位: 億円

概算工事費 (税抜)	オープン型最終処分場(開放型)			クローズド型最終処分場(被覆型)		
	計	補助対象	補助対象外	計	補助対象	補助対象外
施設整備費	<b>78.5</b>	62.8	15.7	<b>88.8</b>	71.0	17.8
内訳 補助金	20.9	20.9	0	23.7	23.7	0
市債	49.5	37.7	11.8	55.9	42.6	13.3
一般財源	<b>8.1</b>	4.2	3.9	<b>9.2</b>	4.7	4.5

※ 用地費・補償費・その他調査費が別途必要。

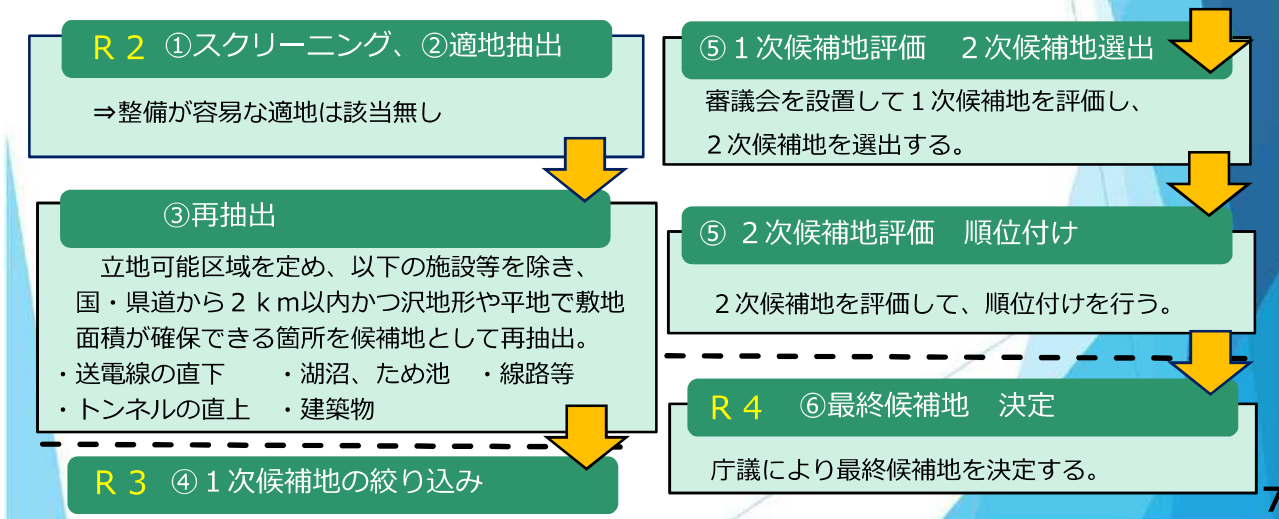
※ オープン型はイニシャルコストが安く、拡張性が高い。クローズド型はランニングコストが安く、密閉性に優れている(⇒最終候補地の場所・地形などに応じて決定していく)。

### スケジュール

令和 3年度 ~ 13年度	候補地選定、地域説明、用地取得
令和 8年度	基本計画
令和 9年度 ~ 13年度	環境影響評価
令和11年度 ~ 13年度	都市計画手続き
令和12年度	基本設計
令和14年度 ~ 15年度	実施設計、設置届出
令和16年度 ~ 18年度	建設工事

## 2 候補地選定

- ① 「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」等に基づき、市内全域から法的規制や考慮すべき地域特性のある区域を把握（スクリーニング）。
- ② 法的規制等がなく、整備が容易な区域から敷地面積が確保できる適地を抽出。⇒該当無し
- ③ 法的規制等の中でも整備に必要な許認可等が比較的容易に得られるものや、対策を行うことで整備可能な区域を立地可能区域として、再抽出する。
- ④ 抽出した箇所を候補地とし、⑤審議会で評価して順位付けを行った後、⑥庁内で決定する。



## 立地可能区域

- 1次スクリーニング：「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」に基づく法規制等  
2次スクリーニング：上記のほか、近年の整備事例により考慮した法規制等

		大区分	地域区分	用地区分
立地可能区域	1次	土地利用規制	都市区域	市街化区域、市街化調整区域、用途地域、景観計画区域
			農業地域	生産緑地地区、農地・採草放牧地
	自然環境保全	森林	民有林	
		自然環境	首都圏近郊緑地保全区域	
2次	防災		土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区	
最終処分場の立地が困難な法規制等	1次	土地利用規制	都市区域	史跡・名勝・天然記念物、工業用地、市街地再開発事業区域、土地区画整理事業区域、その他市整備計画区域
			農業地域	農業振興地域内の農用地
			森林	国有林、保安林
	自然環境保全	自然公園	国立及び国定公園、都道府県立公園、都市公園	
		自然環境保全地区	特別緑地保全地区、鳥獣保護区特別保護地区、自然保全地域、保存樹林	
	防災面		河川区域、砂防指定地区、急傾斜地崩壊危険地域	
	2次	防災		活断層、浸水想定区域
文化財保護		埋蔵文化財		
その他		市整備計画、米軍関連施設		

天然記念物は生息若しくは生育の可能性を示す区域が広範囲で指定されているため、審議会で判断いただく。

## 審議会の設置

### 次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会

設置目的：次期一般廃棄物最終処分場の候補地選定に当たり、各時点における評価項目や評価方法を整理し、候補地の順位付けを行う。

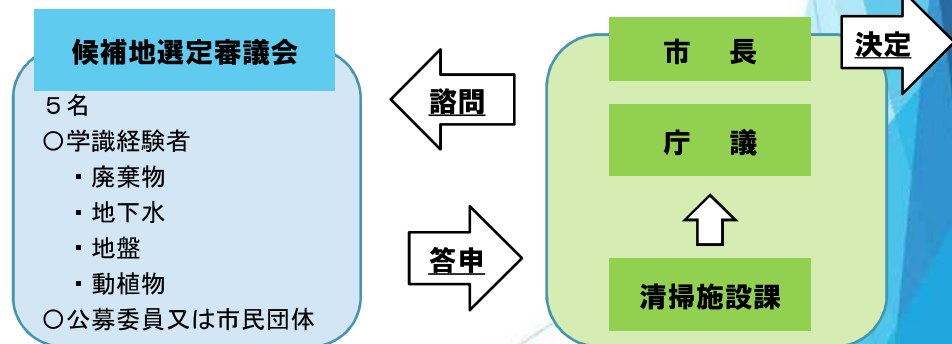
設置根拠：次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会規則

設置期間：令和3年6月1日から約1年間

委員構成：「廃棄物」「地下水」「地盤」「動植物」の学識経験者と、公募委員又は市民団体から1名の計5名で構成

会 議：非公開

## 審議会イメージ





第5回 戦略会議 議事録

令和3年2月3日

1、次期一般廃棄物最終処分場整備事業にかかる基本構想の策定及び候補地選定の進め方について

【環境経済局】

(1) 主な意見等

- 基本構想における必要面積について整理していただきたい。  
埋立面積、関連施設、災害廃棄物仮置場について、選定した候補地や施設整備時の財政状況等により、様々な選択ができるように大枠で面積を算出している。
- 審議会は候補地の場所のみを選定するとの理解でよいか。また、整備する施設の構造についてはいつ決定するのか。  
そのとおりである。最終候補地を選定したのちに、令和8年の基本計画策定時に整備費用や近隣環境などの諸条件を加味し、オープン型やクローズド型といった施設構造を含めて再度意思決定するものと考えている。
- 環境への影響に配慮した整備となるようにしていただきたい。
- 市民生活に直結する施設で整備を進めなければならないが、市民に施設整備の重要性が伝わっていないように感じる。情報発信を積極的に行い、市民に周知していく取組を検討していただきたい。

(2) 結果

- 原案のとおり、承認する。

以上